

佐倉市開発事業の手続及び基準に関する条例の改正について、提出された意見と市の考え方について

1 意見募集結果

意見募集期間	令和3年10月6日から令和3年10月20日まで
意見募集結果	意見提出者1名、意見1件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 1件 原案のとおりとしたもの 0件

2 意見の内容と市の考え方

提出された意見の内容	意見に対する市の考え方	案の修正の有無
改正後の条例第35条(開発行為の接道の基準)第1号の規定中、「社会福祉施設等その他の入所を伴う福祉施設」の内容が抽象的で分かりづらく感じます。接道要件の緩和の対象となる施設については、後に疑義が生じないように、より具体的に規定すべきではないでしょうか。	提出された意見を参考として、改正案を「3 意見を参考として修正した改正案」のとおり修正します。	有

3 意見を参考として修正した改正案

修正後の案	修正前の案
<p>(開発行為の接道の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>(1) 事業区域の面積が3,000平方メートル以上の開発行為にあつては、事業区域外の幅員9メートル(主として次に掲げるものの建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、幅員6メートル)以上の道路。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>ア 住宅</p> <p>イ <u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設(同条第3項第10号に規定する介護老人保健施設を除く。)</u>であつて入所を伴うもの</p> <p>ウ <u>有料老人ホーム(老人福祉法(昭和38</u></p>	<p>(開発行為の接道の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>(1) 事業区域の面積が3,000平方メートル以上の開発行為にあつては、事業区域外の幅員9メートル(主として<u>住宅又は有料老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定するものをいう。)</u>、<u>社会福祉施設等その他の入所を伴う福祉施設</u>の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、幅員6メートル)以上の道路。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。</p>

<p><u>年法律第133号) 第29条第1項に規定するものをいう。)</u></p> <p><u>エ 介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号) 第8条第28号に規定するものをいう。)</u></p> <p>(2)略</p>	<p>(2)略</p>
---	-------------

※アンダーラインは、修正により変更された箇所です。

#### 4 その他の改正案の修正

より明確に規定するため、意見のなかった箇所についても文言の修正を加え、別添の新旧対照表のとおり改正案とします。なお、改正の趣旨に変更はありません。